

## 第3回

# 越谷市下水道事業運営審議会会議録

令和2年9月4日

事務局：建設部下水道経営課



## 【会議録（概要）】

会議名	令和2年度 第3回越谷市下水道事業運営審議会	
開催日時	令和2年9月4日（金） 午前9時55分～午前11時45分	
開催場所	越谷市中央市民会館4階 第15会議室	
件名／議題	<p>【第3回】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 傍聴者の確認及び報告</li> <li>3. 会議録署名委員の指名</li> <li>4. 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営戦略の策定について</li> <li>・ 収支ギャップの解消について</li> </ul> </li> <li>5. 質疑</li> <li>6. 閉会</li> <li>7. 事務連絡</li> </ol>	
出席委員 (11人)	浅野 要二 委員 白山 真一 委員 宮下 智之 委員 佐藤 勝 委員 中村 千代子 委員 南山 詔 委員	下田 正樹 委員 古屋 秀樹 委員 石崎 一宏 委員 豊田 尚之 委員 酒井 裕載 委員
欠席委員 (1人)	木村 信子 委員	
職員	建設部長 建設部副参事兼下水道経営課長 下水道事業課長 治水課長 下水道経営課副課長 下水道経営課主幹 下水道経営課技師 下水道経営課主事	小川 和彦 松尾 雄一 岩本 昌幸 湊谷 達也 山本 剛 小川 円香 下田 歩美 石川 大

## 審議内容等（要旨）

- 事務局 会議に先立ち、以下について了承を得た。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用及び座席間隔を空けること、パーテーションを設置していること
  - ・ 木村委員が欠席されること
- 事務局より定数報告
- 事務局 委員は過半数以上が出席のため、越谷市下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により会議は成立している。  
また、議事録作成の為、録音等が行われる旨の説明を行った。
- 事務局より議長の決定
- 事務局 越谷市下水道事業運営審議会条例第5条第3項の規程により会長が議長に就任した。
- 開会宣言
- 会長より審議会の公開に関する説明
- ◆会長 当審議会は、越谷市下水道事業運営審議会の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開を進める旨の説明を行った。
- 傍聴者の確認及び報告
- ◆会長 傍聴については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づきホームページで募集をかけたが、希望者は0名だったことが報告された。
- 会議録署名委員の指名
- ◆会長 審議会運営規程第4条第2項に定められている、会議録署名委員の指名を行い、石崎委員、佐藤委員が指名された。
- 議事の上程
- ◆会長 本日の議事は「経営戦略の策定」及び「収支ギャップの解消」についてとなります。また、前回の審議会の質疑に関して、未回答の事項がいくつかあったと思いますので、それらを含めまして事務局より

説明をお願いします。

事務局

配布資料の確認後、資料に基づき前回の質疑及び経営戦略（素案）の概要について説明を行った。経営戦略の策定の説明内容は以下の通り。

#### 経営戦略（素案）

冊子のためすべての説明には時間がかかるため、構成の概要のみ説明する旨の説明を行った。

経営戦略（素案）に関するご質問・ご意見等があれば、2020年9月18日（金）までに、郵送・電子メール・電話等何らかの形で事務局までお伝え頂くよう説明を行い、会長、委員にこれをご了承いただいた。

#### 経営戦略（素案）の構成の概要

- ・第1章：経営戦略策定の趣旨と位置づけとして、経営戦略策定の背景や、当市における経営戦略の位置づけなどを示している。
- ・第2章：公共下水道事業の概要
- ・第3章：公共下水道事業の将来環境として、下水道事業の事業環境について示している。
- ・第4章：経営戦略の基本理念と基本方針
- ・第5章：投資・財政計画（収支計画）
- ・第6章：経営戦略の事後検証・更新等
- ・第7章：用語集

なお、第2、第3章については、第1、2回審議会において頂戴したご意見を反映させたものとしており、本日の第3回審議の議事（収支ギャップの改善）は、第4、第5章の内容について関連したものである旨の説明を行った。

経営戦略（素案）は、今後の審議会により頂戴したご意見等を踏まえ、更新していく予定である旨の説明を行った。

また、30,31頁の目標は、現時点での仮のものを記載しており、今後は具体的な定量的な指標を設定し、定期的に進捗管理実施する予定であり、次回提示する旨の説明を行った。

○質疑応答

◆会長

経営戦略（素案）について説明ありましたが、委員の方からご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員

経営戦略は過去に策定し今回はその更新か、あるいは今回新たに策定するものか。

事務局

今回新たに策定するものである。これは、国からすべての下水道事業団体に対し、今後 10 年間の経営計画を経営戦略として策定する様要請されたことに対応するものである。従来は料金改定のタイミング毎に、将来 5 年間の収支計画を策定し、それを基に経営を行っていたが、今後は経営戦略を基に経営していく形となる。

◆会長

令和 3 年から 10 年間にあたる経営計画であり、経営戦略（素案）第 4 章記載の基本理念と、「健全な事業運営」、「安定的な下水道機能の確保」という基本方針が経営戦略の肝となる部分である。この後の審議会資料では基本方針に沿って収支ギャップを解消するための説明が行われることになる。なお第 3 章までは第 1、第 2 回審議会で審議された内容、第 5 章以降は今後の審議会で審議される内容となる。

他にご意見、ご意見がなければ、審議会資料の説明に移る。

○第 3 回審議会資料の説明

事務局

(P2) 収支ギャップの改善に向けた取り組み

過去及び現在の収支ギャップの改善に向けた取り組みについて説明を行った。

現状の取組について、支出経費削減、収入増加の対応だけでは収支ギャップを解消するまでには至らず、また一般会計からの繰入金は間接的に下水道使用者以外に負担がかかるため、公平性に欠ける旨の説明を行った。以上から、収支ギャップ解消には使用料の見直しを検討する必要がある旨の説明を行った。

(P3) 下水道使用料について 考え方①

下水道の基本的性格の説明を行った。

受益等に応じて、適正な費用負担をすることが求められ、使用料

は、住民や企業等の受益者によって賄われていることについて説明を行った。

(P4) 下水道使用料について 考え方②

下水道使用料についての4つの基本原則（下水道法第20条）について説明を行った。

(P5) 下水道使用料について 考え方③

下水道使用料算定上、考慮すべき重要な論点となる「適切性」「公平性」の2点について説明を行った。

(P6) 下水道使用料について 考え方④

公益社団法人日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方（2016年版）」や、市の「使用料のあり方に関する基本方針」記載の考え方をもとに、令和2年度審議会における越谷市使用料算定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とすることについて説明を行った。

(P7) 使用料改定の経緯

過去の使用料改定の経緯、審議会の答申内容について説明を行った。また、平成27年度まで従量制（汚水量に応じて課金される）を採用していたが、平成28年度7月から累進制（使用量に応じて使用料単価が上がる）を採用していることについて説明を行った。

平成27年度審議会においては、次回の審議会では経費回収率100%を目指すという答申がされているが、令和2年4月より公営企業会計に移行し、指標とする経費回収率の取り扱いが変わったことにより、経費回収率100%であっても資金不足になるおそれがあるため、本審議会の算定においては、収支ギャップを解消することに焦点を当てたものであるとの説明を行った。

なお、経営戦略（素案）の21頁目に記載している経費回収率は100%を超えているが、これは地方公営企業法適用後の計算式に基づいて計算されており、これまで提示してきた経費回収率とは異なる旨についての説明を行った。

(P8) 収支ギャップの算定①

これまでの説明で、事業運営にあたり、会計上の収支と現金ベース

での収支の両面での健全性が必要である旨の説明を行ったが、越谷市においては資金不足が問題となるため、資金不足を解消することに焦点をあてた議論をして頂きたい旨の説明を行った。

現在の越谷市の収支の状況を示し、2021年度には1億6千万円の収支赤字が、また使用料算定期間の2025年度までには累計で15億7百万円の資金不足が見込まれることについて説明を行った。

#### (P9) 収支ギャップの算定②

現行の料金水準における、使用料収入の見通しについて説明を行った。現在まで人口の微増、平成28年度の料金改定により使用料収入が増加しているが、将来的には人口減少となる見込みであるため、下水道使用料も減少することが見込まれることについて説明を行った。

#### (P10) 越谷市の現在の料金体系

越谷市の現在の料金体系について、水量段階ごとの世帯構成比率、料金収入構成比率について説明を行った。50 m<sup>3</sup>までの使用者が世帯数で全体の99%、料金収入に対しても87%を占めており、これは小口使用者である一般家庭及び個人事業主が越谷市においては大きな割合を占めていることを示している旨の説明を行った。

#### (P11) 料金体系の他団体比較①

現行料金体系の他団体(※)比較について、水量ごとに区分して示し、越谷市は月20 m<sup>3</sup>では他団体平均より高く、100 m<sup>3</sup>、1,000 m<sup>3</sup>、10,000 m<sup>3</sup>と使用水量が多くなるに伴い他団体平均より低い料金である旨について説明を行った。

(※) 越谷市、中川流域下水道他市町、中核市、県内及び全国の平均

#### (P12) :料金体系の他団体比較②

逓増度(※)について、他団体比較を示し、越谷市は小口・大口使用者の料金負担の偏りが他団体と比較し小さいことについて説明を行った。

(※) 逓増度：最高単価を基本単価(1 m<sup>3</sup>あたりの基本料金)で割ったもので、負担の公平性を表す指標。そのため、逓増度が低いほど穏やかな累進体系といえる。

(P13) 料金体系の改定案の検討①

各料金体系案をケースAからCの3パターンを示し、ケースごとに概要と増加率、考慮すべき部分について説明を行った。

(P14) 料金体系の改定案の検討②

まず、資料右側の円グラフについて、委員に送付したものから修正をしたため、送付資料とは数値が異なる旨についてお詫びと了承をお願いした。

平成30年度の1か月あたりの利用者数の分布を示し、50 m<sup>3</sup>までに98.5%の利用者が含まれていることについて説明を行った。これは、住宅市街地として発展してきた越谷市の状況が背景にある旨の説明を行った。

(P15) 料金体系の改定案の検討③

P14のグラフを10 m<sup>3</sup>以下に絞り1 m<sup>3</sup>毎に細分化したものであり、8 m<sup>3</sup>までに約84%の利用者が含まれることについて説明を行った

また、P13のケースCにおいて基本料金を8 m<sup>3</sup>に設定した理由は、上水道の基本料金の設定が8 m<sup>3</sup>であることに由来したものである旨の説明を行った。

(P16) 料金体系の改定案の検討④

公衆浴場単価について説明を行い、越谷市の公衆浴場は、公衆衛生の向上に寄与していること、また現在市内の対象は0件であることから、公衆浴場用単価については現行使用料据え置きで審議頂きたい旨について説明をした。

以上を踏まえ、今回の審議では以下2点についてご審議頂きたい。

1. 収支ギャップの解消のため、料金改定が必要か。
2. 料金改定が必要である場合、その料金体系の見直し案について。

○質疑応答

◆会長

- それでは、1. 収支ギャップの解消のため、料金改定が必要か。  
2. 料金改定が必要である場合、その料金体系の見直し案について、  
という2つに分けて、質疑応答に入りたいと思います。

まず、「1. 収支ギャップの解消のため、料金改定が必要か」とい

う観点からご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 第2回審議会質疑への回答（P3）について、ストックマネジメント計画により、設備更新計画が当初の49億円から9億円に減少していることは評価できるが、9億円からさらに減少させる余地はないのか。

事務局 スtockマネジメント計画において年間9億円と設定した背景は、施設の一定の健全性を維持するために必要な金額として、上限として設定したもの。そのため、さらなるコスト削減については、実際に運用する事業の設計段階等で検討する予定である。

○委員 （P2）の収支ギャップの改善に向けた取り組みについて、支出経費削減の、「積極的」とはどのような意味か。越谷市独自の取組みか。

事務局 下水道事業の経費削減については、越谷市だけの課題ではなく各市町村も対応しているところである。「積極的」とは、他団体が実施している取組については越谷市においてもぬかりなく実施しているという趣旨である。

◆会長 下水道事業の取り組みとして、国が経費削減のガイドライン等を示しているが、越谷市もそれに基づいて、実施可能な取組については漏れなく実施しているということであるか。

事務局 その通りである。

○委員 料金見直しに関して、状況からみれば料金を上げる他ないといえる。（P8）収支ギャップの算定で、キャッシュベースで足りないというのは、かなり危機的な状況である。下水道事業全般に言えることだが、通常、公益的な事業を行う場合、公共料金は総括原価方式に基づく公正報酬率規制により算定されるものである。

そのため、通常は利益が出て、その利益を将来の社会的インフラ設備を維持するため更新投資の資金調達のコスト等に充てる必要があるが、利益が出ていないと将来世代に向けての社会的インフラ設備を維持できないことになる。

この点、越谷市においてはストックマネジメント計画により維持

更新コストが減少しているが、果たして維持更新コストを下げてもなお十分に施設を維持できるのかという疑問はある。そういった意味でも、下水道使用料の値上げしか方法がないのではないか。

さらに、本来は将来にわたり社会的インフラを維持するため、収支ギャップを解消するだけでなく内部留保が必要であり、そのために受益者が負担しなければならないものだと考えるが、下水道事業はそのような状況になっていないため、使用料値上げをするしかないと考える。

なお、収益的収支の利益が資本的収支の財源になるわけだが「利益が出ているのに、なぜ使用料を上げる必要があるのか」という素朴な疑問が出るのが想定されるため、無用な議論とならないよう市民の皆様、受益者の皆様には丁寧な説明が必要である。

◆会長

ありがとうございました。

○委員

料金の見直しはあり得るものだと考える。(P7) 使用料改定の経緯にあるとおり、前回改定時も将来において使用料改定があることを見込んだ答申であった。なお、利益と使用料改定の関係について、市民の方へ理解を求める際の訴え方や中身は見せ方の工夫が必要で、素朴な疑問に答え得るように準備する必要がある。

・第2回審議会質疑への回答について

(P4) 起債の借り換えや(P5) 不明水対策について、これまでの収支ギャップを解消するための取り組みとして PR してはどうか。また、不明水が発生する要因のひとつとして、管路延長が長いことが挙げられるのか。

(P6) 人件費の抑制について、越谷市における職員数が少ないのはなぜか。また PR するのであれば、「職員数がなぜ少ないのか」という質問に対して説明できるようにすべきである。

(P9) 料金体系の適正化について、コロナウイルス感染症の状況下で上水道は使用料を免除するという話もあるなかでの下水道使用料値上げということになるため、丁寧な説明が必要である。

・第3回審議会の資料について

(P11) 料金体系の他団体比較について、中核市との比較で、20 m<sup>3</sup>については差があまり無いが、100 m<sup>3</sup>以上では大きな差があるため、

これを PR してはどうか。

事務局

過去の取組みについては分かりやすい形で PR する努力をする。  
不明水に関する質問について。不明水の発生は管路延長が長いことも要因のひとつであり、他には管路の老朽化のため隙間や損傷により漏れが生じることも要因である。  
職員数に関する質問について。各団体に状況によって異なるため一概には言えないが、越谷市において職員数が少ない理由は、ポンプ場等の運営は外部に業務委託しているためである。他団体によっては内部で運営しているところもある。または、市街化区域内の整備が進捗している自治体は、整備にかかる人件費も必要であることから、自治体の状況によって、人数に影響がでるものと考えている。

○委員

職員の人数に派生して、経営戦略（素案）（P37）の財政シミュレーションでは人件費が変動していないが、これはどういうことか。  
また、（P4）下水道使用料の考え方についての基本原則における「特定の使用者」とはどのような人を指しているのか。

事務局

職員数について。シミュレーション策定にあたり、具体的に職員を大きく増加させることや大規模な組織変更が見込まれていないため、現状の数値を将来推計にも設定している。  
「特定の使用者」とは法令にも具体的な事例はないが、「使用者間の公平性」という観点から、どこか特定の人に不当な扱いをすることのないように、ということ指しているものだと思われる。

○委員

（P10）越谷市の現在の料金体系について、500 m<sup>3</sup>以上を使用する大口利用者はどのような業種か。  
また、（P8）収支ギャップの算定について、表一番下「現預金残高」の不足額が 2027 年度以降は減少傾向にあるのはなぜか。減少するのであれば料金改定は不要ではないか。

事務局

500 m<sup>3</sup>以上の利用者について。500 m<sup>3</sup>以上の大口利用者は総合病院や大型商業施設、一部の工場が相当する。公衆浴場は料金体系が別だが、スーパー銭湯などは該当するのではないか。  
収支ギャップ算定における現預金残高について。起債償還額が減少見込みであることが大きな要因である。しかし、現在の償還額は、

初期の整備時における多額借入の償還額であるが、今後は更新投資によりさらに借入を実施し、横ばいから徐々に増加していくことが見込まれる。

料金改定実施の是非については、5年間毎の見直しの中で議論して頂くことが必要である点、今後の更新投資のための内部留保資金が必要である点から、料金改定が必要であると認識している。

○委員      そうであれば、表は不要ではないか。あるいは、今後更新投資が発生する旨の情報を記載するべきではないか。

事務局      ご認識の通り、表だけではそのような懸念があると思われる。一方、収支ギャップの実情を示さない中で料金改定の話を進めるのは難しいため、更新投資を考慮した推移を付け加え、丁寧な説明を行いたい。

○委員      前に発言された委員の通り、2027年以降は減少傾向にあるので、違和感がある。第2回審議会質疑への回答（P3）にあるとおり、ストックマネジメント計画により維持管理費が9億円に削減できているが、更新投資時には実際いくらの費用が発生するのか等の情報を盛り込むべきではないか。

○委員      前に発言された2人の委員の意見を、市として説明するべきである。企業債償還等の説明は供給者側の発想・言い方であって、受益者目線の説明が必要。企業債の返済が必要なのはその通りだが、なぜ受益者がそれを負担する必要があるのかを腑に落ちる形で説明する必要がある。負担すべきは、越谷市というコミュニティを維持するために必要な下水道使用料という受益に対してである。供給者ではなく、受益者目線での説明が必要ではないか。

◆会長      ありがとうございました。

○委員      (P2) 収支ギャップの改善に向けた取り組みについて、支出経費削減、収入増加の取組みに関しては今後も引き続き継続が必要であり、なおかつそれでも使用料の見直しが必要との説明が必要である。  
また、コロナ禍中での使用料の見直しについて、市はどのように考えているのか。

事務局      ご提言頂いた通り、受益者目線で説明するよう心掛ける。また、現在のコロナ禍で市民生活に影響が出ているものと認識している。その中でも使用料改定が必要だが、時期については別途考えていかなければならない状況であるとも認識している。まずは、収支ギャップを解消するためのご意見を賜りたいと考えている。

○委員      社会情勢を考慮して、料金改定についてどのように進めていくのか。また、適用時期の決定はどのような流れか。

事務局      令和3年度から令和7年度の期間において一度策定し、その中で別途いつ実施するかを検討する必要があると認識している。他団体では、社会情勢を踏まえ決定された料金体系について適用時期を先送りするといった対応を取っているところもある。そういったことも併せて検討する必要があると認識している。

また市としての審議後の流れは、市長の判断や議会で決定される運びになっている。

○委員      審議会で挙げられた答申については、市長や議会の判断において、どのような役割になるのか。

事務局      料金改定は、市長の判断をもって、市議会の可決を経てなされるものである。その中で、市長が判断するに際し、審議会での答申を最大限に尊重すること、という位置付けがある。

◆会長      時期については、経済情勢をあるいは市民の皆様のことを考えた上で市議会の方に判断していただきたい。審議会では、料金体系の施行に対しては社会経済を十分勘案すること、などと附帯意見として決議することが考えられる。答申の素案として提案いただき、今後議論していくことになる。

以上の審議により、(P2) 収支ギャップの改善に向けた取り組みとして、支出削減、収入増加に向けた取組は継続しつつ、併せて使用料の見直しを実施することをご了承いただけるか。

○委員      (うなずく)

- ◆会長      ありがとうございます、それでは、使用料の見直しを実施することを決定し、以後は、料金体系の見直し案に関して審議したいと思います。(P13) 料金体系の改定案の検討に関連してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
- 委員      (P8) 収支ギャップの算定で 2025 年度に 3.4 億円の資金不足が生じると説明があったが、これを解消するためにはどのくらい料金を上げる必要があるのか。
- ◆会長      (P13) 料金体系の改定案の検討のケース A の増加率が示しているのではないか。
- 事務局      会長の仰る通りである。概ね、年間 3 億 4 千万円程度、現状より一律約 10%程度の増額が必要である。
- 委員      内部留保を含めると、どのくらいの数値が必要になるのか。
- 事務局      本審議会資料は収支ギャップを埋めるという考えに基づき作成したものであるため、今回の 5 年間試算では内部留保を考慮していない。
- 委員      基本料金を引き下げる案 (C 案) に賛成する。他団体では基本料金をどのあたりに設定しているのか。
- 事務局      団体によるので一概には言えない。越谷市のように 10 m<sup>3</sup>のところもある。さいたま市や川越市は 0 m<sup>3</sup>だが、越谷市は小口利用者が多いため、経営が厳しくなるおそれがある。10 m<sup>3</sup>までが多いものと認識している。
- 委員      C 案は良いかと思うが、資料 (P15) にあるとおり、ピークは 6 m<sup>3</sup>であるため、6 m<sup>3</sup>までは現行にして、7 m<sup>3</sup>以降に増額する案はどうか。ピークの 6 m<sup>3</sup>までは、生活保護あるいは低所得層が負担増とならないようにし、それ以上使用する方についてはそれなりに負担頂く方法はどうか。また 11~50 m<sup>3</sup>となっている幅を狭めことを検討してはどうか。

事務局 区分の更なる細分化については、50 m<sup>3</sup>以下が大部分（98.5%）を占めているため、11 m<sup>3</sup>以上は細分化したとしてもあまり料金収入は増えないものと認識している。基本料金の8 m<sup>3</sup>に関しては、上水道の基本料金が8 m<sup>3</sup>であることから、併合徴収の際の分かりやすさや、10 m<sup>3</sup>以下のうち8 m<sup>3</sup>以下に約8割（84%）が含まれるという観点から、8 m<sup>3</sup>を基本料金としている。

◆会長 委員のご意見は従量制の仕組みを明瞭にしたほうがよいのではないかと、使用した分を負担する、という趣旨の意見だったかと思われる。事務局には、徴収の仕組みなど、かえってコストがかかるなどの状況もあるかと思うが、委員の意向を汲み、細分化した料金体系等についても次回までに検討して頂きたい。

○委員 8 m<sup>3</sup>が基本料金であるC案が妥当ではないか。市民側からしても、生活維持のために必要な水量については安めに設定すべきである。また、ケース毎の今後の更新投資の額も示して頂きたい。また、他団体との比較においては、越谷市の歴史についても説明すると、市民の説得への良い材料になるかと思われる。

◆会長 ありがとうございます。

○委員 私もC案が良いのではないかと考える。A案は小口利用者の負担が増える。B案は大口利用者の負担が増える。ピークは6 m<sup>3</sup>だが、8 m<sup>3</sup>までは全体の84%とのことなので、コロナの影響等考え、8 m<sup>3</sup>（84%）までが妥当なところではないか。

◆会長 ありがとうございます。

○委員 C案がバランスとしては一番良いのではないかと。  
(P8) 収支ギャップの算定について、全体のシミュレーションとして2025年度には3億4千万円不足しているとの説明があるが、その後いきなり料金改定の話になっているため、プロセスの中間部分について説明が必要では無いか。

事務局 ご指摘の通りである。プロセスの中間部分については、説明資料を

次回審議会に向けて準備する。

○委員 10%の値上げはかなりの負担増になると思われるが、上水道の使用料改定もあるのか。

事務局 上水道については、別団体である越谷・松状水道企業団が経営しているが、直近での上水道料金の改定の話は聞いていないが、今後料金改定が生じる可能性については、確認できていない。

○委員 10%の値上げとなると、単純に考えて水道 5%、下水道 5%の値上げがあったと市民が感じるのではないか。

◆会長 見せ方、市民とのコミュニケーションについては今後十分に考慮、検討して頂きたい。

○委員 前に発言された委員の話に関連して、これまでの審議より、値上げする方向にあると思うが、その値上げ時期について、仮に上水道と上げる時期が重なると値上げ要請を行い難くなるので、情報収集を実施しておくべきである。

○委員 C案に賛成する。汚水、雨水管の中は何か問題があった場合は市民から連絡してもよいのか、定期的に掃除しているのか。

事務局 汚水管に関しては定期的（年に数回）にバキュームで掃除している。雨水に関しては市により現地パトロールを実施している。また、市民から連絡があった場合は現地調査をし、基本的に 10 cmを超えた堆積がある場合は掃除を実施している。

◆会長 何か問題があった場合は、市民から直接連絡すればよいということか。

事務局 その通りである。

◆会長 ありがとうございます。他に意見、質問等なければ、これで質疑を終了する。

本審議会のまとめとしては、①収支ギャップを解消するため下水

道使用料改定をする。今後は基本料金を下げることや、使用した分のみの料金発生等、更に料金体系の検討が必要である。②適用時期については、附帯意見として盛り込むかも踏まえ、次回検討する。なお次回は経営戦略の策定を踏まえ審議する予定である。

○閉会

○事務連絡

次回審議会は10月上旬を予定しているが、改めて会長名で後日お知らせする。

以上、会議録について記載してある内容に相違無いことを確認し、ここに署名する。

令和2年 9 月 18 日

越谷市下水道事業運営審議会

署名委員

石 嶋 一 宏

署名委員

石 藤 勝